

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
農業	法人の農地取得に係る農地法の特例〔法第18条関係〕	別添

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めるなどを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

企業による農地取得に係る農地法の特例（法人農地取得事業）〔法第18条関係〕

【要件】

- ①兵庫県養父市内にある農地等の所有権を取得し、農業経営を行おうとする法人であること。
- ②法第18条第1項各号に掲げる要件のすべてを満たすと見込まれること。
- ③令和5年8月31日までの間に①の農地等の所有権を取得することが見込まれること。